

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第 1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第 2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年 1 2 月 2 3 日付けで行った保護決定処分のうち、住宅扶助費を月額 3 2, 0 0 0 円と決定した部分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

第 3 請求人の主張の要旨

請求人は、本件審査請求書及び反論書において、おおむね以下のとおり主張し、本件処分の取消しを求めている。

独立した世帯として認められたにもかかわらず、住宅扶助の金額決定だけに二世帯基準を用いるのはなんら法的な根拠がなく不当である。

生活保護「住宅扶助」3 2, 0 0 0 円の支給基準となった二世帯基準判定を取り消し、一世帯基準の 5 2, 0 0 0 円住宅扶助額認定を希望する。

また、処分庁が請求人の住宅扶助算定準拠に無料低額宿泊所の例を用いるのは不適當であり、あまりにも安易で恣意的な見解と

いえる。そして、一度も住宅扶助金額に関する説明はない状態で、ずさんで曖昧な根拠をもとに、請求人に対する処分を一方的にすすめることは行政手続法を無視したものであり、違法である。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年 6月 8日	諮問
令和 5年 7月 21日	審議（第80回第2部会）
令和 5年 8月 25日	審議（第81回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 法4条1項は、保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は厚生労働大臣の定める基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている保護の種類ごとに定められ

たところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

そして、法 1 1 条 1 項 3 号は、保護の種類として「住宅扶助」を挙げ、法 1 4 条は、住宅扶助は、困窮のため最低限度の生活を維持することのできない者に対して、住居又は補修その他住宅の維持のために必要なものの範囲内において行われるとしている。

(2) 法 2 4 条 1 項は、保護の開始を申請する者は、要保護者の氏名及び住所、保護を受けようとする理由等を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならないとしている。同条 3 項及び 4 項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して決定理由を付した書面をもって、これを通知しなければならないものとしている。

(3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和 3 8 年 4 月 1 日社発第 2 4 6 号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第 7・4・(1)・アは、保護基準別表第 3・1 の家賃、間代、地代等は居住する住居が借家又は借間であって家賃、間代等を必要とする場合に認定すると規定している。

また、同・オによれば、厚生労働大臣が別に定める額（以下「限度額」という。）によりがたい家賃、間代等であって、世帯員の状況、当該地域の住宅事情によりやむを得ないと認められるものについては、世帯人員が 1 人の場合、限度額に 1. 3 を乗じて得た額の範囲内において、特別基準の設定があったものとして必要な額を認定して差しつかえないことと規定している。

(4) 保護基準別表第 3・1 によれば、家賃、間代、地代等に係る住宅扶助の基準額（以下「一般基準額」という。）は、1 級地（請求人の居住する〇〇区は、これに該当する。）では月額 1 3,

000円以内とされ、同別表第3・2によれば、当該費用が一般基準額を超えるときは、都道府県又は地方自治法252条の19第1項の指定都市若しくは同法252条の22第1項の中核市ごとに、限度額の範囲内の額とするとされている。

そして、「生活保護法による保護の基準に基づき厚生労働大臣が別に定める住宅扶助（家賃・間代等）の限度額の設定について（通知）」（平成27年4月14日付社援発0414第9号厚生労働省社会・援護局長通知。以下「局長通知2」という。）1・(1)によれば、〇〇区を含む特別区等の1級地における単身世帯の住宅扶助費の限度額については、月額53,700円、2人世帯では月額64,000円とするとされている。

- (5) 「生活保護法による住宅扶助の認定について」（平成27年4月14日付社援保発0414第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）によれば、住居を有しない者等に対し、居宅生活へ移行するための支援等を行う場所として、社会福祉法2条3項第8号に規定する無料低額宿泊事業を行う施設が「無料低額宿泊所等」と位置付けられ、無料低額宿泊所等に起居している場合の住宅扶助の取扱いにおいて、無料低額宿泊所等の居室を共用している場合について、居室を共用する者の間で生計の同一が認められない場合は、「別世帯として認定し、世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき1世帯分の基準額の範囲内とする。この場合の世帯ごとの住宅扶助額の認定に当たっては、（略）居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、例えば、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定すること」（課長通知の1・(2)・イ）とされている。

そして、社会福祉法に規定がある無料低額宿泊所のような法的位置付けがある施設以外の施設の居室を、生計の同一が認め

られない者の間で共用している場合の住宅扶助額の認定については、上記課長通知の1・(2)・イと同様、居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定するとされている（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問7-100-2参照）。

(6) 「被保護世帯の居所等の確認について」（平成27年7月29日付27福保生保第348号東京都福祉保健局生活福祉部保護課長通知。以下「都保護課長通知」という。）2・(2)によれば、居室を共用する者の間で生計の同一性が認められない場合には、「別世帯として認定し、世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき人数別1世帯分の基準額の範囲内とすることとされている。これに該当する場合は、世帯人員別の住宅扶助の限度額に定める額について、居室を共用する世帯数で除した額」により認定するとされている。そして、例として、1居室を生計の同一性が認められない2世帯2人が利用している場合（1級地）64,000円÷2世帯＝各世帯の上限額32,000円とされている。

(7) なお、局長通知及び課長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

2 これを本件についてみると、処分庁は、本件処分の際に、平成30年12月7日を保護開始と決定した上で、請求人に対する住宅扶助費の認定については、請求人と同居人とは別世帯であるとして認定し、課長通知の「世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき1世帯分の基準額の範囲内とする。」との取扱いの考え方にに基づき、本件居宅に請求人と同居人の2人が居住していることから、人数別の「1世帯」（世帯人数2人）、1級地の限度額64,000円を適用し、これに「居室を共用す

る人数」である2人で除した額（32,000円）を支給することを決定したもの（本件処分）と認められる。

そうすると、本件処分は、本件居宅が居住の目的に継続的に使用される室として（建築基準法2条4号参照）1個の建物賃貸借契約の対象とされており、賃借人たる請求人及び同居人が本件居宅の家賃を按分して負担した上で、本件居宅内の別々の部屋に居住し、食事も別々に摂っていたという本件居宅に係る賃貸借契約の内容及び居住の実態等を考慮した上でなされたものであって、保護基準、局長通知2及び課長通知に則ってなされたものと認められ、また、違算も認められないことから、違法又は不当な処分とは認められない。

なお、このことについて、都保護課長通知による「居室を共有する者の間で生計の同一性が認められない場合」に依ったとしても、「別世帯として認定し、世帯ごとの住宅扶助額を合計した額については、1居室につき人数別1世帯分の基準額の範囲内とする。」と、「世帯人員別の住宅扶助の限度額に定める額について、居室を共用する世帯数で除した額」とされ、「1居室を生計の同一性が認められない2世帯2人が利用している場合（1級地）」は、「64,000円÷2世帯＝各世帯の上限額32,000円」との例示も挙げられていることから妥当なものと認められる（1・(6)）。

3 請求人の主張について

(1) 請求人は、処分庁が請求人の住宅扶助算定準拠に無料低額宿泊所の例を用いるのは不適當であり、安易で恣意的な見解といえと主張している。

確かに、本件居室が社会福祉法に規定する無料低額宿泊事業を行う「無料低額宿泊所」に当たらないことは明らかであるが、問答集問7-100-2によれば、無料低額宿泊所のような法

的位置付けがある施設以外の施設の居室を、生計の同一が認められない者の間で共用している場合の住宅扶助額の認定については、課長通知の1・(2)・イと同様、居住の実態、賃貸借契約の内容等を踏まえ、基準額について居室を共用する人数で除した額等により認定するとされているため、処分庁は、課長通知に準拠して、本件処分をしたものと認められることから、請求人の主張は採用することができない。

- (2) 請求人は、住宅扶助金額に関する説明が一度もない状態で、請求人に対する処分を一方向的にすすめることは行政手続法の理由付記の規定を無視したものであり、違法である旨主張する。

しかしながら、本件処分は、行政手続法に定める申請に対する拒否処分や不利益処分には該当しないため、行政庁に処分理由の提示を義務付けている行政手続法8条又は同法14条の適用を受ける処分ではない。

ただし、法24条4項より、保護の実施機関は保護の決定通知書に決定理由を付記しなければならないところ、処分庁は、本件処分通知書に、決定日を平成31年4月1日として、「仕送りの減少により、平成30年12月7日から保護を開始します。」との理由を記載して本件処分を含む保護決定処分を行ったことが認められる。

また、担当職員は、令和元年12月11日に、本件処分の内容について、請求人に対し、説明を行っており、さらに、本件処分通知書を請求人に手渡した際にも、既に請求人にコピーで渡した課長通知を示しながら説明している。

そして、本件処分が、保護基準、局長通知2及び課長通知に基づき適正になされたものであることは、上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張をもって本件処分の取消理由とす

ることは相当ではない。

- (3) なお、請求人は、本件審査請求において、二世帯基準判定を取り消し、一世帯基準の52,000円を住宅扶助として認定するよう求めているが、審査庁東京都知事は、処分庁の上級行政庁ではないから、裁決で本件処分を変更することはできない（行政不服審査法47条参照）。

- 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討
その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤眞理子、山口卓男、山本未来